なお、工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事も要件を満たす場合は施工実績とすることができるが、一部しゅん功し引渡し済みの工事の場合には、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。

ア　鉄道地下駅で4,000㎡以上の新築、増築又は改築工事

イ　建築物で2,000㎡以上の新築、増築又は改築工事

ウ　建築物で1,000㎡以上の新築、増築又は改築工事

⑸　当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成28年度及び平成29年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　配置する技術者は一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

イ　構成員のうち代表者は、平成15年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した鉄道駅で4,000㎡以上の新築、増築又は改築工事の施工経験を有することとし、その他の構成員は⑷のイに掲げる工事の施工経験を有すること。

当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10%以上のものに限る。

ただし、出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。）の配置予定技術者については、⑷に掲げる工事の施工経験を必ずしも必要としない。

当該施工経験が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

なお、工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し、引渡し済みの工事も要件を満たす場合は施工経験とすることができるが、一部しゅん功し引渡し済みの工事の場合には、当該工事の主たる目的物を引き渡していなければならない。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構東京支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

なお、評価にあたってはその内容をヒアリングする。

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみ与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。加算点は、⑴イからエまでに示す評価項目について、合計で最大30点を与える。なお、⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。

⑸　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足していること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

4　入札手続等

⑴　担当支社等　〒105―0011 東京都港区芝公園２－４－１（芝パークビル５階）　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　東京支社　総務部　契約課　契約係　電話03―5403―8732

電子メールアドレス
keiyaku.tky@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間及び方法

ア　交付期間　公告の日から入札書提出の期限の日まで。

イ　交付方法　当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス：http://www.jrtt.go.jp

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難い者は⑴に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

⑶　申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア　提出方法　電子入札システムにより提出書類通知書及び施工計画提出通知書を送信するとともに、申請書及び資料は提出場所へ郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。ただし、１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ　提出期間　平成31年２月18日（月）から平成31年３月19日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで。

ウ　提出場所　４⑴に同じ。

⑷　入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア　入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、１⑽により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は⑴へ持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。